

児童手当制度の拡充にかかる申請受付が9月から始まります

手続きが必要な方へ、9月上旬に書類を送付します

- 令和6年10月31日(木曜日)【当日消印有効】までに申請
➡ 12月5日(木曜日)に支給



- 最終提出期限 令和7年3月31日(月曜日)【当日消印有効】

◇ 制度拡充の内容

拡充内容		令和6年9月分まで	令和6年10月分から
所得制限		所得制限あり	<u>所得制限なし</u>
支給期間		中学校修了まで (15歳到達後の最初の3月31日まで)	<u>高校生年代まで</u> (18歳到達後の最初の3月31日まで)
第3子以降の多子加算額		月15,000円	<u>月30,000円</u>
	第3子以降の多子加算の カウント対象	高校生年代まで (18歳到達後の最初の3月31日まで)	<u>22歳到達後</u> の最初の3月31日まで
支給時期		年3回(6月、10月、2月)	<u>年6回(偶数月)</u>